

久喜市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料収納事務（以下「公金事務」という。）について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月16日

久喜市長 梅田修一

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

- (1) 名称 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫
- (2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料

3 委託内容

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税・非課税証明書、納税証明書、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）及び戸籍の附票の写しの交付手数料の収納事務

4 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

5 法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日

6 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで